

事例の条件 一般・個人の売買による所有権移転の場合
様式例第1号の1

記入例

農地法第3条の規定による許可申請書

令和 年 5 月 7 日

鹿児島市農業委員会会長 殿

該当しない方を消し線で消す ~~譲渡人・借主~~
 住所 **鹿児島市下田町7005番地** 住所 **鹿児島市吉野町7000番地**
 氏名 **下田 一郎** 氏名 **農業 太郎**
 下記農地(採草放牧地)について { 所有権 賃借権 使用貸借による権利 その他使用収益権 () } を { 設定(期間 年間 移転) }
該当するものに○
該当するものに○、又は記入
 したいので、農地法第3条第1項に規定する許可を申請します。(該当するものに○を付してください。)

該当しない方を消し線で消す 記
 1 申請者の氏名等 (国籍等は、所有者を移転する場合に譲受人のみ記載してください。)

当事者	氏名	年齢	職業	住所	国籍等	在留資格又は特別永住者
譲渡人 貸主	下田 一郎	65歳	農業	鹿児島市下田町7005番地		
譲受人 借主	農業 太郎	40歳	農業	鹿児島市吉野町7000番地	日本	

2 許可を受けようとする土地の所在等 (土地の登記事項証明書を添付してください。)

所在・地番	地目		面積(m ²)	対価、賃料等の額(円) [10a当たりの額]	所有者の氏名又は名称 [現所有者が登記簿と異なる場合]	所有権以外の使用収益権が設定されている場合	
	登記簿	現況				権利の種類内容	権利者の氏名又は名称
鹿児島市吉野町〇〇番地	畑	畑	500	1,500,000 [/10a]	下田 一郎 []		
				以下余白 [/10a]	[]		
				『以下余白』を明記すること [/10a]	[]		
				[/10a]	[]		

3 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容と事由の詳細

1. 権利を設定し、又は移転しようとする時期	令和 年 6 月 1 日		
2. 対価	1,500,000 円	3. 貸借料等の給付の種類及び額	所有権移転（売買）
4. 契約期間	年 月 日 から 年 月 日		
5. 裏作の場合	① 水田裏作として耕作する期間 年 月 日 から 年 月 日 ② 表作及び裏作の作付に係る事業概要		

無償移転のときは、土地対価は0円

権利設定が賃借権・使用貸借権の場合は期間を記入

賃借権、使用貸借権、所有権移転（売買）など記入。賃借権の場合借賃も記入。

譲渡人の事由	該当するものに○		資金を必要とするため	営農資金	8	(2) その他の場合 (自作地無償・借入地)	譲受人の事由	規模拡大	①
	(1) 自作地有償			農業購入資金	9			受贈	2
	自作地相互の交換	1		災害に起因する資金	10			相手方の要望	3
	参加農地所有適格法人への出資等	2		療養その他生活資金	11			交換	4
	兼業による経営縮小	3		その他資金	12			新規就農	5
	農業廃止	4		相手方の要望	13			実習農園	6
	労力不足	⑤		贈与	14			その他	7
	耕作不便、低生産のため	6		その他	15				
自作地以外との交換	7								

(記載要領)

- 1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載し、定款又は寄付行為の写しを添付（独立行政法人及び地方公共団体を除く。）してください。
- 2 国籍等は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等（日本国籍の場合は、「日本」）を記載するとともに、中長期在留者にあつては在留資格、特別永住者にあつてはその旨を併せて記載してください。法人にあつては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国（内国法人の場合は、「日本」）を記載してください。
- 3 競売、民事調停等による単独行為での権利の設定又は移転である場合は、当該競売、民事調停等を証する書面を添付してください。
- 4 記の3は、権利を設定又は移転しようとする時期、土地の引渡しを受けようとする時期、契約期間等を記載してください。また、水田裏作の目的に供するための権利を設定しようとする場合は、水田裏作として耕作する期間の始期及び終期並びに当該水田の表作及び裏作の作付に係る事業の概要を併せて記載してください。

農地法第3条の規定による許可申請書（別添）

I 一般申請記載事項

次の1-1から7のうち、該当する項目に記入

<農地法第3条第2項第1号関係>

1-1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が所有権等を有する農地及び採草放牧地の利用の状況

申請地を含めないで現在の状況を記入

所有地		農地面積 (m ²)	田	畑	樹園地	採草放牧地面積 (m ²)
	自作地	3,000	3,000			
	貸付地					
		所在・地番	地目		面積 (m ²)	状況・理由
			登記簿	現況		
非耕作地						

所有地以外の土地		農地面積 (m ²)	田	畑	樹園地	採草放牧地面積 (m ²)
	借入地	300		300		
	貸付地					
		所在・地番	地目		面積 (m ²)	状況・理由
			登記簿	現況		
非耕作地						

(記載要領)

- 「自作地」、「貸付地」及び「借入地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されているものの面積を記載してください。
なお、「所有地以外の土地」欄の「貸付地」は、農地法第3条第2項第5号の括弧書きに該当する土地です。
- 「非耕作地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されていないものについて、筆ごとに面積等を記載するとともに、その状況・理由として、「賃借人〇〇が〇年間耕作を放棄している」、「～であることから条件不利地であり、〇年間休耕中であるが、草刈り・耕起等の農地としての管理を行っている」等耕作又は養畜の事業に供することができない事情等を詳細に記載してください。

1-2 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況

(1) 作付(予定)作物、作物別の作付面積

申請地を含め、すべての農地について記入

	田	畑			樹園地			採草放牧地
作付(予定)作物	水稲	野菜						
権利取得後の面積(m ²)	3,000	800						

(2) 大農機具又は家畜

数量	種類	トラクター	耕運機	トラック	畝立機	
確保しているもの	所有 リース	1台		1台	1台	
導入予定のもの (資金繰りについて)	所有 リース		1台			〇〇農業協同組合から資金を借入

(記載要領)

- 「大農機具」とは、トラクター、耕うん機、自走式の田植機、コンバイン等です。「家畜」とは、農業用に使役する牛、馬等です。
- 導入予定のものについては、自己資金、金融機関からの借入れ(融資を受けられることが確実なものに限る。)等資金繰りについても記載してください。

(3) 農作業に従事する者

- ① 権利を取得しようとする者が個人である場合には、その者の農作業経験等の状況
農作業暦 **20**年、農業技術修学暦 年、その他 ()

② 世帯員等その他常時雇用している労働力(人)	現在: 2 (農作業経験の状況: 20年以上の農作業経験あり)
	増員予定: なし (農作業経験の状況:)
③ 臨時雇用労働力(年間延人数)	現在: なし (農作業経験の状況:)
	増員予定: なし (農作業経験の状況:)

④ ①~③の者の住所地、拠点となる場所等から権利を設定又は移転しようとする土地までの平均距離又は時間

自宅から約3 km

<農地法第3条第2項第3号関係>

2 信託契約の内容（信託の引受けにより権利が取得される場合のみ記載してください。）

--

<農地法第3条第2項第4号関係>（権利を取得しようとする者が個人である場合のみ記載してください。）

3 権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業への従事状況

（「世帯員等」とは、住居及び生計を一にする親族並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の2親等内の親族をいいます。）

農作業に従事する者の氏名	年齢	主たる職業	権利取得者との関係 (本人又は世帯員等)	農作業へ年間従事日数	備考*
農業 太郎	45	会社員	本人	200	
農業 一郎	75	農業	父	200	
農業 花子	70	農業	母	150	

・ その者の農作業への従事状況（該当する期間(実績又は見込み)を「←→」で示してください。）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
その行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業の期間	←							水稲	ほか	→			
その者が農作業に常時従事する期間	←→												

（「農作業に常時従事する期間」とは、その期間、必要な農作業(耕うん、播種、施肥、刈取り等)にいつでも従事できる状態にあることをいいます。）

（記載要領）

*備考欄には、農作業への従事日数が年間150日に達する者がいない場合に、その農作業に従事する者が、その行う耕作又は養畜の事業に必要な行うべき農作業がある限り、これに従事している場合は○を記載してください。

<農地法第3条第2項第5号関係>

4 農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者（賃借人等）が、その土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合には、以下のうち該当するものに印を付けてください。

該当する項目がある場合は

にチェックを記入

- 賃借人等又はその世帯員等の死亡等によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合である。
- 賃借人等がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合である。
- 農地利用集積円滑化団体がその土地を農地売買等事業の実施により貸し付けようとする場合である。
- その土地を水田裏作（田において稲を通常栽培する期間以外の期間稲以外の作物を栽培すること。）の目的に供するため貸し付けようとする場合である。
（表作の作付内容＝ 、裏作の作付内容＝ ）
- 農地所有適格法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合である。

<農地法第3条第2項第6号関係>

5 周辺地域との関係

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響を以下に記載してください。

（例えば、集落営農や経営体への集積等の取組への支障、農薬の使用方法の違いによる耕作又は養畜の事業への支障等について記載してください。）

- ①地域の水利調整に参加し、取り決めに遵守します。
- ②地域の農地の利用調整に協力します。
- ③農薬の使用等について、地域と連携、調整して行います。

II 特殊事由により申請する場合の記載事項

6 以下のいずれかに該当する場合は、該当するものに印を、にチェックを記入 指定の事項を記載するとともに、それぞれの事業・計画の内容を「事業・計画の内容」欄に記載してください。

該当する項目がある場合は
にチェックを記入

(1) 以下の場合は、I の記載事項全ての記載が不要です。

- その取得しようとする権利が地上権(民法(明治29年法律第89号)第269条の2第1項の地上権)又はこれと内容を同じくするその他の権利である場合

(事業・計画の内容に加えて、周辺の土地、作物、家畜等の被害の防除施設の概要と関係権利者との調整の状況を「事業・計画の内容」欄に記載してください。)

- 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が、同項の委託を受けることにより農地又は採草放牧地の権利を取得しようとする場合、又は、農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が、同法第11条の31第1項第1号に掲げる場合において使用貸借による権利若しくは賃借権を取得しようとする場合

- 権利を取得しようとする者が景観整備機構である場合

(景観法(平成16年法律第110号)第56条第2項の規定により市町村長の指定を受けたことを証する書面を添付してください。)

(2) 以下の場合は、I の1-2(効率要件)以外の記載事項を記載してください。

- 権利を取得しようとする者が法人であって、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地における耕作又は養畜の事業がその法人の主たる業務の運営に欠くことのできない試験研究又は農事指導のために行われると認められる場合

- 地方公共団体(都道府県を除く。)がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を公用又は公共用に供すると認められる場合

- 教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された学校法人、医療法人、社会福祉法人その他の営利を目的としない法人が、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合

- 独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人家畜改良センター又は国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合

(3) 以下の場合は、全ての記載事項を記載してください。

- 農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人(農業の経営の事業を行うものを除く。)がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を稚蚕共同飼育の用に供する桑園その他これらの法人の直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供すると認められる場合

- 森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその行う森林の経営又はこれらの法人の直接若しくは間接の構成員の行う森林の経営に必要な樹苗の採取又は育成の用に供すると認められる場合

- 乳牛又は肉用牛の飼養の合理化を図るため、その飼養の事業を行う者に対してその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成して供給し、又はその飼養の事業を行う者の委託を受けてその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成する事業を行う一般社団法人又は一般財

団法人が、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該事業の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合

(留意事項)

上述の一般社団法人又は一般財団法人は、以下のいずれかに該当するものに限り、該当していることを証する書面を添付してください。

- その行う事業が上述の事業及びこれに附帯する事業に限られている一般社団法人で、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体その他農林水産大臣が指定した者の有する議決権の数の合計が議決権の総数の4分の3以上を占めるもの
- 地方公共団体の有する議決権の数が議決権の総数の過半を占める一般社団法人又は地方公共団体の拠出した基本財産の額が基本財産の総額の過半を占める一般財団法人

- 東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその事業に必要な樹苗の育成の用に供すると認められる場合

(事業・計画の内容)